

千代田区特別支援給付金給付事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な不安を抱えながら生活を続ける区民と地域経済を包括的に支援するため、千代田区特別支援給付金給付事業を実施する。

2 基準日

令和2年4月27日

3 給付対象者

- (1) 基準日において千代田区に住民登録があり、かつ、令和2年10月26日まで住民登録が継続している方
- (2) 基準日の翌日から令和3年4月1日までの間に、千代田区に出生によって住民登録がされた新生児（その父又は母が上(1)に該当する場合に限る。）
- (3) 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方（基準日から令和2年10月26日までの間、継続して千代田区で生活している方に限る。）

4 給付金額

給付対象者1人につき12万円（一括して給付する。）

5 給付方法

- (1) 世帯の世帯主がその世帯に属する給付対象者分を申請・受領することを基本とする。
- (2) 11月中旬に、給付対象者の属する世帯の世帯主宛に申請書を送付する。
- (3) 申請方法は、郵送の方法とする。
- (4) 給付金の給付は、申請者の指定する口座への振込みにより行う。

6 申請受付期間

申請受付開始日（申請書一斉送付日の翌日）から3か月間

（申請受付開始日より後に出生した新生児分は、申請書発行日から3か月間）

7 今後のスケジュール

令和2年10月12日～ コールセンター開設、HPによる制度周知

10月20日～ 広報ちよだ、チラシ等による制度周知

11月中旬 給付対象者への申請書の一斉送付

申請書の受付開始

12月初旬～ 給付金の振込み開始

令和3年

～2月中旬 申請受付期限（消印有効）

（ただし、新生児分の受付については、申請書の発行から3か月間であるため継続）

～7月下旬 全ての給付事務が終了

[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [問合せ・相談窓口](#) > 千代田区特別支援給付金について

更新日：2020年10月12日

千代田区特別支援給付金について

新型コロナウイルス感染症により暮らしに不安を抱える千代田区民の皆様を支援するため、特別支援給付金給付事業（1人につき12万円の給付）を実施します。

現在は、区役所にお越しいただいたり、電話で問い合わせをいただいても手続きを行うことができません。

申請書の発送は11月中旬を予定しています。

このホームページは、随時更新します（最終更新日10月12日）。

問い合わせ

千代田区特別支援給付金コールセンター 電話番号：03-5211-4300

受付時間：平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時まで（年末年始、土曜日・日曜日・祝日を除く）

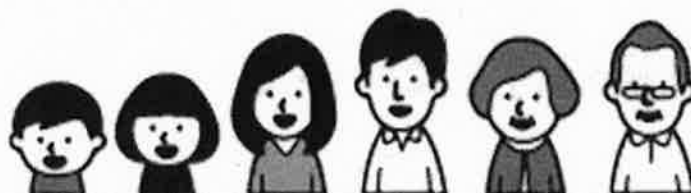
（注意） 英語・中国語も対応

給付対象の方

給付対象の方1

令和2年4月27日時点で千代田区に住民票があった方。ただし、令和2年10月26日までに区外に転出・死亡された方は対象外となります。

給付対象の方①



令和2年4月27日時点で千代田区に住民票があった方
ただし、令和2年10月26日までに区外に転出・死亡された方
は対象外となります。

給付対象の方2

令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に生まれた「給付対象の方1」の子ども。ただし、出生時の住民登録地が千代田区であることが必要です。

給付対象の方②



令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に
生まれた給付対象の方①の子ども
ただし、出生時の住民登録地が千代田区であることが必要です。

給付対象の方3

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に千代田区内に避難し、生活している方。ただし、申出書の提出とその事実を確認できる官公署の証明書等の資料の提出が必要です。

(注釈)

(注釈) 詳細については、10月下旬にこのホームページに掲載する予定です。

給付対象の方③

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に千代田区内に避難している方

条件あり

申出書の提出とその事実を確認できる官公署の発行する証明書等の資料の提出が必要です。(※)

※詳細については、**10月下旬**にこのホームページに掲載する予定です。

給付額

対象の方1人につき12万円

申請者

原則、世帯主の方に代表して申請していただきます。

世帯主以外の方が、個別に給付を希望する場合は別途お手続きが必要です。

(注意) 詳細については、10月下旬にこのホームページに掲載する予定です。

申請方法

申請は郵送による申し込みとなります。

申請方法の詳細については、広報千代田令和2年11月5日号とこのホームページに掲載する予定です。

給付方法

給付金は、原則として申請者の本人名義の銀行口座へ世帯の給付対象者の方の分をまとめて振り込みます。

申請書発送時期

11月中旬を予定しています。

給付金詐欺にご注意ください

給付金を装った詐欺にご注意ください。

給付金のために、区などが現金自動預払機（ATM）の操作や、手数料振り込みを求めることは絶対ありません。

千代田区役所

法人番号 8000020131016

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話番号 03-3264-2111（代表） 03-3264-3910（コールセンター）

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

一部窓口によって、開庁時間が異なります。（総合窓口課・出張所の窓口開庁時間）